

## **【事案Ⅱ－１２】後遺障害共済金請求**

・平成 31 年 2 月 20 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、被申立人に対し、被申立人が災害通院特約共済金の一部、災害後遺障害特約共済金、慰謝料および合意解除金支払を求めたが、これらを拒絶されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 災害通院特約共済金の請求

申立人は、平成 28 年 10 月の事故による通院（通院①）により 8 日、平成 29 年 1 月の事故による通院（通院②）により 16 日、平成 29 年 3 月の事故による通院（通院③）により 6 日の通院治療を受けた。

ところが、被申立人は、本件共済契約において「通院」が保障されるのは「事故（ケガ）」の場合に限られ、通院①のうち 4 日分について、通院②のうち 3 日分について、事故（ケガ）による通院に該当しないとして、災害通院特約共済金（7 日通院分）の支払を拒絶している。

被申立人が通院共済金を支払わないものとしている通院日においては、いずれも申立人の既往症に対する治療が行われているが、申立人は、これらの既往症につき 100 パーセントの後遺障害保障を受けていない。その場合に、再発、増悪する症状に対する通院治療に対し通院共済金を支払わないということは不当である。

なお、被申立人が申立人に対し、平成 29 年 3 月の事故による通院（通院③）における通院共済金の全額を支払ったことは認める。

#### 2. 災害後遺障害特約共済金の請求

申立人の障害者手帳では、症状固定日平成 16 年 3 月として労災認定の併合 5 級と認められており、さらにその後の平成 25 年 10 月の事故（後遺障害事故①）および平成 26 年 2 月の事故（後遺障害事故②）による症状悪化を併合すると更に等級が上がることになり、被申立人は、少なくとも後遺障害等級 5 級の 70 万円およびこれに対する支払期からの遅延損害金を支払うべきである。

#### 3. 慰謝料の請求

申立人は、正当な認定による支払を求めて、莫大な時間と労力と費用をかけたことにより、多大な苦痛を被っており、被申立人は、これを慰謝するために 200 万円を支払うべきである。

#### 4. 解除金の請求

被申立人は、申立人に対し、50万円を支払った上での本件共済契約の合意解除の申込みをしたが、申立人が合意解除に応じるためには、200万円の支払が必要である。

### <共済団体の主張>

#### 1. 災害通院特約共済金の請求について

- (1) 本件共済契約に適用される約款・事業規約によれば、通院が保障されるものは「事故（ケガ）」の場合に限られ、「病気」の場合は含まれず、「事故（ケガ）」が「病気」に起因して発生した場合も含まれない。
- (2) 通院①の4日分については、病院から事故（ケガ）による通院ではないとの病院照会の回答があり、事故（ケガ）によって生じたものとは解されないため、被申立人は、災害通院特約共済金の支払義務を負わない。
- (3) 通院②の3日分については、「腰痛すべり症」、「頸部脊柱管狭窄症」の治療のための通院であり、性質上「事故（ケガ）」によって生じたものとは解されないから、被申立人は、災害通院特約共済金の支払義務を負わない。

#### 2. 災害後遺障害特約共済金の請求について

##### (1) 障害認定について

脊髄障害については、平成27年の診断書等によれば、下肢のしびれ自体は存在するものの、「軽度の麻痺」とまではいえない。また、上肢の症状については、運動性、支持性、巧緻性および速度についての支障がほとんど認められない程度の軽微な麻痺を残すものと評価され、約款・事業規約別表（後遺障害等級別支払割合表）の12級相当と判断した。脊柱障害については、平成8年に頸椎固定術が実施されていることが認められるから、「せき柱に変形を残すもの」に該当する後遺障害等級別支払割合表の11級相当の変形障害（既存障害）があったと解される。さらに、平成27年の診断書等によれば、今回の事故（外傷）によって新たに可動域の制限が生じた」とされており、頸部の可動域は参考可動域の1/2以下に制限され、かつ頸椎にせき柱固定術が行われていることが認められるから、「せき柱に運動障害を残すもの」として、後遺障害等級別支払割合表の8級相当の運動障害が生じたものと解される。

##### (2) 結論

以上を踏まえ、申立人の症状を、最も重い等級で認定し、申立人の障害等級は、（脊柱の障害についての）後遺障害等級別支払割合表の8級相当であると考えられる。被申立人において他の医師に照会した結果によっても、申立人の障害等級は後遺障害等級別支払割合表の8級相当である旨の見解を得ている。

なお、病院カルテによれば、平成8年の頸椎前方固定術を始めとして、平成12

年までの間に5回の手術を受けていることが認められる。これらは、「せき柱に変形を残すもの」として、後遺障害等級別支払割合表の11級相当の変形障害に該当するものと解されるので、事業規約に従って、その既存障害相当分が支払金額から差し引かれるべきことになる。

そうすると、申立人の災害後遺障害の共済金額は最大100万円であるから、約款・事業規約が定める8級の支払割合45パーセントの金額45万円から約款・事業規約の11級の支払割合15パーセントの金額15万円を差し引くと、申立人に支払われるべき災害後遺障害特約共済金の金額は30万円となり、被申立人は、これを既に支払済みである。

### 3. 慰謝料について

現在までの被申立人の対応や和解交渉が、社会通念を逸脱する態様で行われたという事情は認められないから、申立人に慰謝料請求権は発生せず、請求には理由がない。

## <裁定の概要>

「申立人の請求はいずれも認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

### 1. 災害通院特約共済金の請求について

被申立人による病院照会によれば、通院①のうちの4日間は、事故(ケガ)による通院と認めることはできず、また、通院②のうちの3日間は、腰椎すべり症および頸部脊柱管狭窄症の治療のための通院であり、これらの傷病は一般に加齢により発現するケースが多いとされ、事故(ケガ)によって生じたことを認めるに足りる証拠がないため、通院①および②の合計7日については、災害通院特約共済金の支払事由が存在するものとは認められない。

申立人は、被申立人が通院共済金を支払わないものとしている通院日においては、いずれも申立人の既往症に対する治療が行われており、申立人は、これらの既往症につき100パーセントの後遺障害保障を受けていないから、再発、増悪する症状に対する通院治療に対し通院共済金を支払わないということは不当である旨主張するが、独自の見解に基づく主張であって、採用の限りではない。

### 2. 災害後遺障害特約共済金の請求について

被申立人が、申立人の障害等級を脊柱の障害について約款・事業規則の8級相当と判断し、同級相当の災害後遺障害特約共済金(45万円)から、約款・事業規則の11級相当の既存障害に相応する共済金15万円を控除して、申立人の災害後遺障害特約共済金の金額を30万円と定めた過程に不合理な点は見当たらず、また、その結果は、担当

医師作成の意見書とも符合するものであることが認められるから、申立人の災害後遺障害特約共済金についての被申立人の主張は、正当として首肯することができる。そして、被申立人が申立人に対し、災害後遺障害共済金として 30 万円を支払ったことは、当事者間に争いがない。

### 3. 慰謝料の請求について

申立人が慰謝料の支払を求める根拠は、被申立人の不当な対応により申立人が被った精神的苦痛等に対する慰謝料の支払を求めるものであり、つまるところ、被申立人の不法行為を理由とする損害賠償請求であると解される。

しかしながら、申立人の主張に係る事実の存否を認定する作業は、民事訴訟のような強力な証拠調べの手続が用意されていない裁定手続においては著しく困難であり、結局、申立人の主張を認めることはできないものといわざるを得ない。

### 4. 解除金の請求について

申立人と被申立人との間で、本件共済契約の合意解除の可否についての意見の交換がされ、その場合の解除の対価（解除金）について、被申立人が 50 万円の解除金を支払う用意があるとの意向を示したことが認められるが、結局、解除の合意は成立せず、現在では、被申立人は本件共済契約の合意解除の意思を喪失していることが認められるから、申立人が被申立人に対し解除金の支払請求権を有するものということとはできない。

### 5. 結論

以上によれば、申立人が申し立てた本件の請求はすべて理由がないことに帰するから、いずれも認められない。